

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	時ノ寿の森クラブ年会費		
年月日	令和 4年12月19日～	年 月 日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的	森林保全と活用を通じ環境を守り後世に伝えていく。
会の活動内容等	植樹、間伐、教育活動。 森林に関する講習会の開催。
政務活動・県政との関連性	県では森づくり県民税により森林の保全育成に努めており、こうした団体の活動も支援している。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証	口座記号番号	0087070	通商法 第10条 加入 者員個	0
	加入者名	183852	特定非営利活動法人 時ノ寿の森クラブ	2
	金額	3000	円	
	ご依頼人	掛川市8885町796 増田享大 様		
	料金	N94180003 04-12-19 掛川水垂 郵便局		
	備考	現金私 考(23501)	料金	110円

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

※ 添付書類：団体の会則・ その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	1/1	3,000 円
		100%	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県掛川市倉真字時ノ寿地内の森林(以下、「時ノ寿の森」という。)の持つ豊かな多様性と多面的な機能をプラットフォームとして、広く社会の人々に対し、森林をはじめとする自然環境の大切さを訴求し、その保全に必要な活動を行い、未来の子どもたちへ豊かな森を引き継ぐとともに「森と共生する循環型社会」の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ寿の森の良有林の借上げによる保全事業
- ② 時ノ寿の森及びその周辺の森林の間伐に関する事業
- ③ 時ノ寿の森の景観及び生態系の保全と調査・研究に関する事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
 - ② 時ノ寿の森のファンを広げる事業
 - ③ 環境に対する意識を広め高める事業
- ④ その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サガーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上7人以内
- (4) 監事 1人以上

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定数の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな債務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員の仕事)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補充又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の仕事)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の仕事)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した運営委員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 運営委員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めるとき。
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。
2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。
2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営委員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 目的

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の前少なくとも1日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事総数の過半数の賛同が得られれば、それ以外の事項についても議決できるものとする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所管轄変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営委員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続の開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営委員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営委員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の揭示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年7月16日から施行する。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 理事長 [Redacted]
 副理事長 [Redacted]
 理事 [Redacted]
 理事 [Redacted]
 理事 [Redacted]
 理事 [Redacted]
 監事 [Redacted]
 監事 [Redacted]
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 運営会員	年会費	個人	3,000円
		団体	30,000円
(2) サポーター会員	年会費	個人	1,000円
		団体	10,000円

附 則

- 1 この定款の変更は、平成24年9月13日から施行する。
附 則
- 1 この定款の変更は、平成27年5月23日から施行する。
附 則
- 1 この定款の変更は、平成30年6月3日から施行する。
附 則
- 1 この定款の変更は、令和3年6月6日から施行する。

領収書

様

[別納引受] 第一種定形 @84	76通	21.0g ¥6,384
小計		¥6,384

郵便物引受合計通数	76通	
課税計 (10%)	¥6,384	
(内消費税等)	¥580)	
非課税計	¥0	

合計	¥6,384
お預り金額	¥10,400
おつり	¥4,016



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 1月18日 15:20
 発行No. 230118A8801 端N06箱01
 連絡先：掛川水垂郵便局
 TEL:0537-23-1116

領収書

様

[別納引受] 第一種定形 @84	72通	19.0g ¥6,048
小計		¥6,048

郵便物引受合計通数	72通	
課税計 (10%)	¥6,048	
(内消費税等)	¥549)	
非課税計	¥0	

合計	¥6,048
お預り金額	¥10,050
おつり	¥4,002



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 1月19日 16:41
 発行No. 230119A3004 端N45箱05
 連絡先：掛川郵便局
 TEL:0570-943-292

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所コピー機インク代		
年月日	令和 5年 1月19日～令和 年 月 日	金額	5,940 円

目的	政務活動を行う事務所コピー機インク代
使途	コピー機インク代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

テックランド掛川店
0537-2516000
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

令真以又登 [カード売]

No. 1047-407-343698

2023/01/19 16:50

現金振替

4209462010 KENMBL	01	外10	1:持帰	¥3,600
4209464014 TAKOL	01	外10	1:持帰	¥1,800
4209465011 TAKML	01	外10	1:持帰	¥1,800
4209463017 TAKPBL	01	外10	1:持帰	¥1,800
4209466018 TAKYL	01	外10	1:持帰	¥1,800

小計 ¥11,880
消費税 ¥1,080
合計 ¥12,960

10%対象 (内消費税) ¥1,080

カード会社コード: 0022 VISA (三井住友)

回数: 1
支店番号: 54952
住所: 群馬県高崎市栄町1-1
有効期限: 5/19/09
有効区分: XX/XX
有効期分: 10 一指

お取引先様へ
お振込先
お振込先
お振込先

支払者: 増田亨大

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	11,880 円	1/2	5,940 円
案分する		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)事務所費・人件費		
内容	コピー用紙代		
年月日	令和5年2月1日~令和 年 月 日	金額	16,335円

目的	政務活動を行う事務用品代
使途	コピー用紙代
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

領収証 No. **090854**

増田たかひろ 様 2023年2月1日

金額	¥ 32,670-
内 消費税等	但 コピー用紙代 上記正に領収いたしました ¥ 2,970-
現金	✓
小切手	



事務機の株式会社 **ヨシダ**

掛川本社 掛川市弥生町196
☎ (0537) 24-2111

HISAGO #N1779(100)別 J642169

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	32,670円	1/2	16,335円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県議会レポート郵送用ラベルシール代		
年月日	令和 5年 2月 1日~令和 年 月 日	金額	35,266 円

目的	県議会の状況の広報
用途	レポート郵送用ラベルシール代
政務活動・ 県政との 関連性	県政の状況を広く県民に広報することは県の重要な施策である。
《領収書貼付枠》	

領収証 No. **090855**

増田 たかひろ 様 2023年 2月 1日

金額									
									¥ 3 5 9 2 6 -

内 但シハル他 上記正に領収いたしました
消費税等 ¥3,266-

現金	✓			
小切手				



事務機の
株式会社 **ヨシダ**

掛川本社 掛川市弥生町196
☎ (0537) 24-2111

HISAGO #N1779(100)別 J642169

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	35,266 円	1/1	35,266 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様コードNo

請 求 書

3-8-2-6

伝票No 994685

令和 4 年 12 月 19 日

436-0053
静岡県掛川市弥生町196
増田 たかひろ 様

事務機の
株式会社ヨシ
静岡県掛川市弥生町196
TEL (0537) 24-2111 (代) FAX (0120) 12-7668

TEL 0537-21-2700 FAX 0537-21-2707

担当者: 消耗品

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

コード	商品名	数量	単位	単価	金額	備考
02-031538	エーワン ラベル 31538	10	P	3,206	32,060	
	(課税対象額)	32,060		(消費税合計)	3,206	
	(10% 分)	32,060		(3,206)	
合 計					3,206	
摘要					35,266	

お客様コードNo

請 求 書

伝票No 997134

令和 5 年 1 月 27 日

436-0053
静岡県掛川市弥生町196
増田 たかひろ 様

株式会社ヨシ
静岡県掛川市弥生町196
TEL (0537) 24-2111 (代) FAX (0120) 12-7668
登録番号: T6080401014536

TEL 0537-21-2700 FAX 0537-21-2707

担当者: 消耗品

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

コード	商品名	数量	単位	単価	金額	備考
082800001	オバント 100グラム NO.14	2	箱	300	600	
	(課税対象額)	600		(消費税合計)	60	
	(10% 分)	600		(60)	
合 計					60	
摘要					660	

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	20.5g 596通	¥43,508
小計		¥43,508
第一種定形 @84	20.5g 188通	¥15,792
小計		¥15,792
郵便物引受合計通数	784通	
課税計 (10%) (内消費税等)		¥59,300 ¥5,390
非課税計		¥0
合計		¥59,300
お預り金額		¥60,000
おつり		¥700

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 2月10日 11:54
発行No. 230210A9430 端N06箱01
連絡先：掛川水垂郵便局
TEL:0537-23-1116

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	21.0g 111通	¥8,103
小計		¥8,103
第一種定形 @84	21.0g 61通	¥5,124
小計		¥5,124
郵便物引受合計通数	172通	
課税計 (10%) (内消費税等)		¥13,227 ¥1,202
非課税計		¥0
合計		¥13,227
お預り金額		¥20,000
おつり		¥6,773



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 2月13日 9:28
発行No. 230213A9454 端N06箱01
連絡先：掛川水垂郵便局
TEL:0537-23-1116

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県看護連盟会員との意見交換		
年月日	令和 5年 2月12日~令和 年 月 日	金額	400円

目的	県看護連盟会会員との意見交換
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県内医療福祉施設で働く看護師の意見を聴取し、今後の県施策や質問に反映する。

《領収書貼付枠》

浜松市駅北駐車場

領収証

精算機 #01 発券機 #07 入庫時刻 2023年 2月12日 (日) 13:08 出庫時刻 2023年 2月12日 (日) 14:47 駐車時間 1:39 駐車料金 400円	A 精算No. 000084 発券No. 011360 2023年 2月12日 (日) 13:08 2023年 2月12日 (日) 14:47 1:39 400円	400円 500円 100円 合計 お預り金 上記正に領収致しました。
--	--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	1/1	400円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気代 (2月分)		
年月日	令和 5年 2月15日~令和 年 月 日	金額	4,510円

目的	政務活動を行う事務所経費																																		
使途	事務所電気代																																		
政務活動・ 県政との 関連性	<p>振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (050208)</p> <p>口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社 令和5年2月分ご使用期間 1月11日~ 2月7日 (日程06)</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td></td> <td>820.円</td> </tr> </table> <p>ご依頼人氏名 増田 享大 様</p> <table border="1"> <tr> <th>お客さま番号・契約種別</th> <th>容量</th> <th>ご使用量</th> <th>上記金額の内訳(円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>kWh</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従量電灯B</td> <td>60</td> <td>287</td> <td>9020</td> </tr> </table> <p>お支払期日は 3月10日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。 払込用紙の有効期限は 3月30日 となっております。 中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター 0570-048-155 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)</p> <p>日 附 印 23 / 15</p>			金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)					9	0	2	0		820.円	お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		A	kWh		従量電灯B	60	287	9020
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)																										
				9	0	2	0		820.円																										
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)																																
	A	kWh																																	
従量電灯B	60	287	9020																																
《領収書貼付枠》	<p>この受領証は、大切に保管してください。</p> <p>本証により当社の集金員が集金することはありません。 裏面もごらんください。</p>																																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	9,020円	1/2 50%	4,510円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話電池代		
年月日	令和 5年 2月 23日~令和 年 月 日	金額	982円

目的	政務活動を行う事務所電話電池代
使途	電池代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
https://www.yamada-denkiweb.com
登録番号: T2070001036729
テックランド掛川店
0537-256000
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書 [カード売]

No. 1047-405-224769

2023/02/23 19:01

レシ番号: 100766

販売店: 100766

会員No: [REDACTED]

5286755019 TSA014 SSS

シユウチ 1: 持帰 外10 ¥1,880

会員値引対象(5%) カイイ社 持帰 ¥1,894

チ ヲジュウイ 1: 持帰 外10 ZZZ ¥0

会員値引額計 -¥94

小計消費税 ¥1,786

税引前額 ¥1,964

消費税 ¥1,964

合計 ¥1,964

(内消費税 ¥178)

10%対象 (内消費税 ¥178) ¥1,964

カード会社コード: 0149 d払い ¥1,964

取引店番号: 600132894739202302

電話番号: 7719389

お釣 ¥0

私印: 増田享大

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	1,964円	1/2	982円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 2月請求分		
年 月 日	令和 5年 2月 27日～	年 月 日	金 額 4,114 円

目 的	政務活動を行う事務所電話代	
使 途	令和5年2月請求分	
政務活動・ 県政との 関連性		
《領収書貼付枠》	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">電話料金等払込受領証</p> <p style="text-align: center;">西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 増田 享大 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2023年 2月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥12,188-</p> <p>受取人 NITファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 人 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">⇒ 23.2.27</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため		1/2	
案分する	8,228 円	50%	4,114 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料		
年月日	令和 5年 2月28日~令和 年 月 日	金額	1,934 円

目的	情報収集
使途	聖教新聞購読料 2月分
政務活動・ 県政との	政治団体の主張に関する情報を収集することは県の重要な施策である。

新聞購読料 領収証

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年2月分 領収日 月 日
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 大塚 秀訓
住 所 藤枝市青南町4-9-4.5
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込No. [Redacted]

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,934 円	1/1	1,934 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 5年 2月28日~令和 年 月 日	金額	1,550円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 2月分
政務活動・ 県政との 関連性	

<<領収書貼付枠>>

2023年2月分 領収証 発証No. [REDACTED]

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額	合計金額
静岡新聞単※	1	3,100	¥3,100 (8%対象 3,100円 内消費税 229円)

※は軽減税率対象 登録番号:T5080402017266

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞 静岡新聞
掛川市駅前4-6
TEL 0537-24-4811

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	3,100円	1/2 50%	1,550円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 2 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田享大)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	6,857
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。			議員氏名 <input type="text"/>

≪領収書貼付枠≫
--

按分の理由 後援会活動・私用を含むため案分する	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	27,430 円	1/4 %	6,857 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

EneJet

納品書(領収書)

2023年02月09日 20:48

売上
Tカード会員様

6-372534-49994-000

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-20
60.51L *

159円 ¥9,621

(ﾌﾟﾛID値引 3円 -¥181)

値引後単価 ¥9,440

合計 ¥9,440

(消費税10%対象 ¥9,440)

内消費税等 ¥858)

お預り ¥10,000

お釣り ¥560

Tカード番号: [REDACTED]

ポイント:基本P 30P

特別P 0P

今回計 30P

利用ポイント 0P

利用可能ポイント 13985P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

ENEOSフロンティア南関東

DDセルフ掛川インター店

静岡県 掛川市上張863-1

TEL:0537-22-2299 SS-372534

レシートNo 4395-07

デ-ｸﾞNo0423-0425

999監視スタッ 2023/02/10

EneJet

納品書(領収書)

2023年02月18日 20:06

売上
Tカード会員様

6-372534-49994-000

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-02
58.46L *

159円 ¥9,295

(ﾌﾟﾛID値引 3円 -¥175)

値引後単価 ¥9,120

合計 ¥9,120

(消費税10%対象 ¥9,120)

内消費税等 ¥829)

お預り ¥10,000

お釣り ¥880

Tカード番号: [REDACTED]

ポイント:基本P 29P

特別P 0P

今回計 29P

利用ポイント 0P

利用可能ポイント 14015P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

ENEOSフロンティア南関東

DDセルフ掛川インター店

静岡県 掛川市上張863-1

TEL:0537-22-2299 SS-372534

レシートNo 1744-01

デ-ｸﾞNo6162-6164

999監視スタッ 2023/02/19

EneJet

納品書(領収書)

2023年02月25日 19:32

売上
Tカード会員様

6-372534-49994-000

現金会員
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-20
56.86L *

159円 ¥9,040

(ﾌﾟﾛID値引 3円 -¥170)

値引後単価 ¥8,870

合計 ¥8,870

(消費税10%対象 ¥8,870)

内消費税等 ¥806)

お預り ¥10,000

お釣り ¥1,130

Tカード番号: [REDACTED]

ポイント:基本P 28P

特別P 0P

今回計 28P

利用ポイント 0P

利用可能ポイント 14044P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

ENEOSフロンティア南関東

DDセルフ掛川インター店

静岡県 掛川市上張863-1

TEL:0537-22-2299 SS-372534

レシートNo 5577-07

デ-ｸﾞNo0080-0082

999監視スタッ 2023/02/25

2/9.18.25